

粗服をまとひ草鞋履

只一足の焼り残し

靴は下駄の部下にやり

我尊女師女の波辺は

彼尊一味の暴行遂に

今永久に去らん

七、守れ大衆父の椅子

波辺の功君見す

必ずやきち一永田輩

何れを京都の追放人

八、彼に暴虎の勇気は

吾等に正義の利剣

死するまでも戦へ

一蓮托生区の特

以上

身 3.9  
417



労務秘収第二四九號

昭和四年三月六日

神奈川県知事

池田 宏

内務大臣 田月 奎介殿

社會局長 官殿

警視總監 大塚 京都 兵衛 庫

愛知 福岡 各府 長官 殿

横浜 地方 裁判所 検事 正 殿

横浜 治安 局長 殿

横浜市 徳 労働 争議 経過 二 同 不 件

(第三報)

